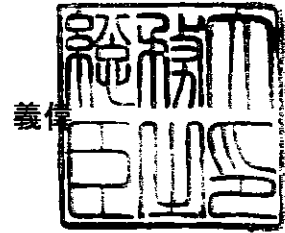


諮問第1173号  
平成19年5月24日

情報通信審議会

会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣  
菅



諮問書

平成19年3月23日付けで、シーティービーメディア株式会社から、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社、九州朝日放送株式会社、株式会社テレビ西日本及び株式会社福岡放送のデジタルテレビジョン放送の再送信を求めて、有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項に基づき、総務大臣の裁定の申請があった。

よって、同法第26条の2第3号及び有線テレビジョン放送法施行令(昭和47年政令第441号)第1条に基づき、当該裁定について諮問する。

## シーティービーメディア株式会社からの再送信同意に係る裁定申請の概要

### 1 申請日

平成19年3月23日

### 2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：シーティービーメディア株式会社（大分県別府市）  
代表者：代表取締役社長 三浦 一郎  
住 所：大分県別府市大字南立石242番地の2

(2) 申請に係る放送事業者：以下の放送事業者

- ① アール・ケー・ビー毎日放送株式会社  
代表者：代表取締役社長 石上 大和  
住 所：福岡市早良区百道浜2-3-8
- ② 九州朝日放送株式会社  
代表者：代表取締役社長 権藤 満  
住 所：福岡市中央区長浜1-1-1
- ③ 株式会社テレビ西日本  
代表者：代表取締役社長 寺崎 一雄  
住 所：福岡市早良区百道浜2-3-2
- ④ 株式会社福岡放送  
代表者：代表取締役社長 原 章  
住 所：福岡市中央区清川2-22-8

### 3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

### 4 再送信しようとするテレビジョン放送

以下の地上デジタルテレビジョン放送

- ・アール・ケー・ビー毎日放送株式会社所属北九州テレビジョン中継局の放送
- ・九州朝日放送株式会社所属北九州テレビジョン中継局の放送
- ・株式会社テレビ西日本所属北九州テレビジョン中継局の放送
- ・株式会社福岡放送所属北九州テレビジョン中継局の放送

## 5 再送信の業務を行おうとする区域

大分県別府市、速見郡日出町（別紙のとおり）

## 6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

## 7 申請者が希望する再送信の開始日

裁定があり次第速やかに

## 8 協議の経過

申請者は、平成16年6月から平成19年3月まで、区域外再送信に係る協議を福岡県の放送事業者及び大分県の放送事業者と継続してきた。

## 9 主張

（以下、申請者から提出された申請書を転載。）

弊社と致しましては、デジタル放送の再送信は「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」であり、区域外再送信につきましても、引続きデジタル放送による再送信を実施することが、現在視聴頂いています市民の皆様に対する責務と考えております。

デジタル放送の区域外再送信に係る同意を頂きたく福岡民放発局様と協議してまいりましたが、地元民放局様の承諾がなければ同意できないとの主張を繰返されるのみであります。

本来、区域外再送信の同意に係る当事者は、福岡民放発局様であり、地元民放局様との協議や承諾が必要であるとの主張については、再送信同意制度上において根拠のないものと考えていますが、地元において放送の普及発展のパートナーとしての立場を尊重させて頂く思いで、地元民放局様とも協議を重ねてまいりました。

しかしながら、地元民放局様もデジタル放送の区域外再送信に係る同意については承諾できないという姿勢を堅持されており、承諾できない理由として、

- （1）放送事業は県域免許である。
- （2）デジタル放送はアナログ放送からの移行ではなく、新しい免許である。
- （3）著作権の問題がある。
- （4）経営に悪影響を与える。

を挙げられており、とりわけ経営に対する影響が強いということを主張されています。

弊社と致しましては、地元民放局様の理由に対して

(1)「県域免許の問題」については、区域内外を問わず再送信による情報伝達は地域市民、視聴者の方々の要望に応えるものであり、アナログ放送においては平成3年11月から福岡民放発局様より同意を頂き、16年間の永きにわたり再送信を行ってまいりました実績があり、区域外再送信の視聴実態も定着しております。

また有線テレビジョン放送法に基づいても、再送信同意を頂いており、区域内外の再送信については適法に処置されています。

(2)アナログ放送での区域外再送信の同意を頂いていたものが、国策によるデジタル放送への移行時に、「デジタル放送は新しい免許であること」を理由に区域外再送信の同意を頂けないことに納得性や説得性はないと考えています。

またアナログ放送からデジタル放送へと技術が変化するものであって、同意が頂けなくなるような事情変更ではない、と考えています。

(3)「著作権の問題」については、再送信の同意と著作権法上の許諾については、全く別の制度であり、同意について著作権法上の許諾は必要でないと考えております。

(4)「経営に悪影響を与える」については、同意しないことの正当理由(第104回国会・衆議院・逓信委員会における5つの基準)の基準に合致しておらず、自社都合的な理由により区域外再送信の同意を頂けないことについて、権利の濫用ではないかと考えています。

平成16年6月より、デジタル放送の区域外再送信に係る同意につきまして福岡民放発局様並びに大分県の地元民放局様と協議を継続してまいりましたが、当事者間による協議をこれ以上継続しても合意に至る進展はないことを双方ともに確認ができましたので、今回の大臣裁定申請を致すことになりました。

以上

別紙

|            |   |
|------------|---|
| 別府市        | <p>幸町、富士見町、野口中町、野口元町 1～2 区、駅前本町、駅前町、上野口町 1～2 区、天満町 1～2 区、石垣東 1～3 丁目、石垣西 1～3 丁目、楠町 1～2 区、元町、北浜 1～3 丁目、南的ヶ浜町、北的ヶ浜町、弓ヶ浜町、京町、若草町、餅ヶ浜町、新港町、中央町、西野口町、田の湯町、上田の湯町、青山町、上原町、山の手町、原町、中島町、光町 1～3 区、朝見 1 丁目 1 区、朝見 2～3 丁目、乙原、秋葉町、末広町 1～2 区、千代町、浜町 1～2 区、松原町 1～2 区、南町、立田町、朝見 1 丁目 2 区、浜脇 1 丁目 1～2 区、浜脇 2 丁目 1～2 区、浜脇 3 丁目、両郡橋、山家、浦田、田の口、河内、南須賀、船小路町、汐見町、石垣東 4～10 丁目、石垣西 4～10 丁目、南立石 1～2 区、観海寺、南立石生目町、南立石板地町、南立石本町、堀田、南荘園町、鶴見園町、南立石八幡町、鶴見、荘園、扇山、実相寺、荘園北町、東荘園 1～9 丁目、緑丘町、中須賀元町、中須賀本町、中須賀東町、春木、上人南、桜ヶ丘、亀川四の湯町 1～2 区、平田町、照波園町、上人ヶ浜町、上人本町、上人仲町、上人西、上平田町、大観山、古市、スパランド豊海、関の江新町、亀川浜田町、亀川中央町 1～2 区、亀川東町、野田、内竈、国立第一～二、小坂、新別府、馬場、火売、北中、鉄輪上、風呂本、御幸、井田、鉄輪東、北鉄輪、明礬、小倉、朝日ヶ丘、大畑、竹の内の各全域</p> |
| 速見郡<br>日出町 | <p>豊岡地区（太田、是城、宮下、中の二、中の三、影の木、西の一、西の二、西の三、西区、仲町、本町、辻間団地東、辻間団地西、辻間団地南、辻間団地北、新町、小浦、影平）日出地区（南浜、北浜、若宮、下町、本町、中央、八日市、西八日市、佐尾、上仁王、東仁王、堀、内堀、日出団地）<br/>藤原地区（東部、南部、西部、中部、一北、自然郷）<br/>川崎地区（宗行、則次、辻の尾、成行、千騎、大峯、平原、東小深江、西小深江、内野、青津山）<br/>大神地区（北大神、中央、三尺山、上深江、高尾、日比の浦、港、牧の内、軒の井、原山）</p>  |